

一般社団法人サイバー技術・インターネット自由研究会定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、一般社団法人サイバー技術・インターネット自由研究会と称する。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第3条 (目的)

この法人は、インターネットとそれを支えるサイバー技術の進化を促進するため、自由な発想の奨励と実験の場の提供、多様な個性を持つ研究者やグループの育成、そして多種多様なソフトウェアやインターネットサービスの開発等への支援を通じ、次世代のサイバー技術の発展とその応用、及び持続可能な経済活動と人材育成の両立を実現し、より実践的で開かれた実験基盤の研究・開発・運用を推進し、世界に貢献する人材の育成とインターネット・サイバーセキュリティの技術の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) インターネット・サイバーセキュリティの研究調査事業。
- (2) 人材育成・教育事業。
- (3) 電気通信事業。
- (4) 認証基盤事業。
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

2. 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第5条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

第2章 会員

第6条 (法人の構成員)

この法人に次の会員をおく。

(1) 正会員

①個人正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人で、インターネット又はサイ

バーセキュリティに関連する職務を有し、相当の学識又は経験を有するもの。

②法人正会員

この法人の目的に賛同して入会した事業者（法人・社団・組合・政府機関等を含むがこれに限らない）で、インターネット又はサイバーセキュリティに関連する活動を行うもの。

③法人正会員（小規模）

法人正会員の条件を満たす事業者のうち別に定める法人正会員（小規模）の条件を満たすもの。

(2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した個人で別に定める条件を満たすもの。

(3) 特別会員 この法人の目的に賛助するために入会した個人又は事業者で別に定める条件を満たすもの。

2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

第7条(入会)

会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2. 入会は、理事会において定める会員規程（以下「会員規程」という。）に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3. 法人の会員は、法人の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、代表理事に届け出なければならない。

4. 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を提出しなければならない。

第8条(入会金及び会費)

正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員規程において別に定めるところにより入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2. 学生会員及び特別会員は、会員規程において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第9条(退会)

会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事情がある場合を除き1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

第10条 (除名)

この法人の会員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

第11条 (会員の資格喪失)

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (3) 1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 総社員の同意があったとき。
2. 会員が前二条及び前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。
3. 会員が前二条及び第1項の規定によりその資格を喪失したときは、当該会員がそれまでに支払った金銭及びその他この法人に供与したものを返還しない。

第12条 (会員名簿)

この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を書面又は電磁的記録により作成する。

第3章 社員総会

第13条 (構成)

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2. 理事会でオブザーバーと認められた者は、社員総会に出席できる。ただし、この者は、議決権を持たず、議場で求められた以外の発言権も有しない。

第14条 (権限)

社員総会は、次の各号について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事の責任の一部免除
- (5) 補償契約及び役員等賠償責任保険契約の内容の決定
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 事業の全部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

第15条 (開催)

この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第16条 (招集)

社員総会は、法令又は別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2. 代表理事は一般法人法第39条の規定に基づき招集通知を発するものとする。
3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面により、社員総会の日から2週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員の承諾がある場合は電磁的方法により通知を発することができる。

第17条 (社員による招集)

総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を書面又は電磁的記録により示して、社員総会の招集を請求することができる。

2. 前項の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

第18条 (電子提供措置)

この法人は、社員総会の招集に際し、社員総会参考書類等の内容である情報について、電

子提供措置をとる。ただし、社員の請求があったときは、社員総会参考書類等を当該社員に交付する。

第19条 (議長)

社員総会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した者がこれに当たる。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事がこれに当たる。

第20条 (議決権)

社員総会における議決権は、次の各号とする。

- (1) 個人正会員 1 名につき 1 つ
- (2) 法人正会員 1 名につき 2 つ
- (3) 法人正会員 (小規模) 1 名につき 1 つ

第21条 (決議)

社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員の実任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 吸収合併契約及び新設合併契約の承認
- (8) 基本財産の処分
- (9) その他法令又はこの定款で定める事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第22条 (社員総会の決議の省略)

理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会があったものとみなす。

第23条 (議事録)

社員総会の議事については、法令の定めるところにより、電磁的方法をもって議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置を行う。

第4章 役員

第24条 (役員)

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 1名以上
2. 理事会の決議によって、理事のうち、1名を代表理事とし、複数名を一般法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

第25条 (役員を選任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と財務省令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。
4. 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
5. 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第26条 (理事の職務及び権限)

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行し、代表理事及び業務執行理事の業務執行を監督する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務執行する。
3. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第27条 (監事の職務及び権限)

監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

第28条 (役員任期)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
5. 理事又は監事は、定款で定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第29条 (役員解任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第30条 (役員報酬等)

役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前々項に関し、役員報酬等は、社員総会においてその総額を定め、理事会の定めに基づき支給する。

第31条 (取引の制限)

理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第32条 (責任の一部免除又は限定)

この法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。以下「役員等」という)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. この法人は、一般法人法第115条の規定により、非業務執行理事等(業務執行理事及び当該法人の使用人である理事を除くその他の理事、監事をいう)との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額又は法令の定める額のいずれか高い額とする
3. この法人は、一般社団法人法113条の規定により、役員等の責任を、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の限度において、社員総会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

第33条 (構成)

この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第34条 (権限)

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 多額の借財
 - (2) 重要な使用人の選任及び解任
 - (3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (4) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務を適正に確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
 - (5) 第 32 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

第35条 (種類及び開催)

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって代表理事に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第 27 条第 5 号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

第36条 (招集)

理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2. 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
3. 代表理事は、前条第 3 項第 2 号に該当する場合又は第 4 号に基づいて監事から代表理事に招集の請求があった場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があ

った日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
5. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第37条 (議長)

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第38条 (定足数)

理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

第39条 (決議)

理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第40条 (理事会の決議の省略)

前条の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

第41条 (報告の省略)

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

第42条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより、電磁的記録をもって議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置を行う。

第6章 基金

第43条 (基金の拠出)

この法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金を引き受ける者の募集をすることができるものとする。

第44条 (基金の取扱)

基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規程によるものとする。

第45条 (基金の拠出者の権利)

この法人は、第 54 条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

第46条 (基金の返還の手続)

基金の返還は、定時社員総会決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

第47条 (代替基金の積立)

基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第7章 財産及び会計

第48条 (財産の管理・運用)

この法人の財産の管理・運用は、財務担当業務執行理事の補助のもとに代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

第49条 (事業計画及び収支予算)

この法人の事業計画書及び収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事又は代表理事から委嘱を受けた理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。
3. 第 1 項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

第50条 (事業報告及び決算)

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、その承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 2 号及び第 3 号の書類については定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第51条 (余剰金及び残余財産)

この法人は、剰余金及び残余財産の分配を行なわない。この法人は、各事業年度に生じた剰余金を次年度に繰り越すものとする。

第52条 (長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2. この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

第53条 (定款の変更)

この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

第54条 (解散)

この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令で定められた事由により解散することができる。

第55条 (残余財産の帰属)

この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

第56条 (委員会)

この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2. 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事が推薦し、理事会が選任する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

第57条 (情報公開)

この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

第58条 (個人情報の保護)

この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

第59条 (公告の方法)

この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

第60条 (委任)

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- (1) この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から 2024 年 7 月 31 日までとする。
- (1) この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、以下のとおりとする。
東京都新宿区北新宿一丁目 3 2 番 1 8 号
- (2) この法人が電子公告に用いるアドレスは、以下のとおりとする。
telnet://koukoku.shadan.open.ad.jp/
- (3) この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所又は本店所在地は、次のとおりである。

① 本店所在地 [REDACTED]
設立時社員 ギークプロジェクト合同会社

② 本店所在地 [REDACTED]
設立時社員 有限責任事業組合コバヤシケネット

③ 住所 [REDACTED]
設立時社員 関口 亞聖

④ 本店所在地 [REDACTED]
設立時社員 ソフトイーサ株式会社

⑤ 本店所在地 [REDACTED]
設立時社員 筑波A C株式会社

⑥ 本店所在地 [REDACTED]
設立時社員 輝日株式会社

⑦ 住所 [REDACTED]
設立時社員 東松 裕道

⑧ 住所 [REDACTED]
設立時社員 登 大遊

(4) この法人の設立時理事は、次のとおりである。

① 住所 [REDACTED]
氏名 小林 裕士

② 住所 [REDACTED]
氏名 斉藤 楽

③ 住所 [REDACTED]
氏名 関口 亞聖

④ 住所 [REDACTED]
氏名 東松 裕道

⑤ 住所 [REDACTED]
[REDACTED]
氏名 中島 博敬

⑥ 住所 [REDACTED]
氏名 登 大遊

(5) この法人の設立時監事は、次のとおりである。

① 住所 [REDACTED]
氏名 外山 美与子

(6) 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人サイバー技術・インターネット自由研究会の設立のため、設立時社員ギークプロジェクト合同会社ほか7名の定款作成代理人中島博敬は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名を附す。

2023年7月7日

設立時社員	ギークプロジェクト合同会社
	代表社員 中島 博敬
設立時社員	有限責任事業組合コバヤシケネット
	組合員 小林 裕士
設立時社員	関口 亞聖
設立時社員	ソフトイーサ株式会社
	代表取締役 登 大遊
設立時社員	筑波A C株式会社
	代表取締役 登 大遊
設立時社員	輝日株式会社
	代表取締役 佐藤 大哲
設立時社員	東松 裕道
設立時社員	登 大遊
定款作成代理人	中島 博敬